議案第10号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(内閣府令)の改正により、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本市においても当該府令基準に従い同様の措置を講ずるほか、こども家庭庁の設置に伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

义止仮

第4条 (略)

第4条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲 げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる 小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる 小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第</u> <u>3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区 分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

改正前

- (1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各</u>号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分及び <u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ど もの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用

数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保 育所に限る。以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 及び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている同条第2号又は第3号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもの総数が、当該特定教育・保 育施設の同条第2号又は第3号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定 員の総数を超える場合においては、教育・ 保育給付認定に基づき、保育の必要の程度 及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける 必要性が高いと認められる教育・保育給付 認定子どもが優先的に利用できるよう,選 考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん,調整及び要請に対する協力) 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。) は, 法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読みする限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・ 保育の提供を求められたときは、必要に応 じて、教育・保育給付認定保護者の提示す 定員の総数を超える場合においては、抽 選、申込みを受けた順序により決定する方 法、当該特定教育・保育施設の設置者の教 育・保育に関する理念、基本方針等に基づ く選考その他公正な方法により選考しな ければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保 育所に限る。以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前 子ども及び当該特定教育・保育施設を現に 利用している同項第2号又は第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、当該特 定教育・保育施設の同項第2号又は第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る利用定員の総数を超える場合において は、教育・保育給付認定に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案し,保 育を受ける必要性が高いと認められる教 育・保育給付認定子どもが優先的に利用で きるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん,調整及び要請に対する協力) 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。) は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示す

る支給認定証(教育・保育給付認定保護者 が支給認定証の交付を受けていない場合 にあっては、子ども・子育て支援法施行規 則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2 項の規定による通知)によって、教育・保 育給付認定の有無、教育・保育給付認定子 どもの該当する法第19条各号に掲げる小 学校就学前子どもの区分、教育・保育給付 認定の有効期間、保育必要量(法第20条第 3項に規定する保育必要量をいう。)等を 確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定教育・保育において 提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認 定保護者から受けることができる。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除 く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち,その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(特定満3歳以上 保育認定子どもを除く。イ(イ)にお いて同じ。) 57,700円(令第4条 第2項第6号に規定する特定教育・

る支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては,子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって,教育・保育給付認定の有無,教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分,教育・保育給付認定の有効期間,保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定教育・保育において 提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認 定保護者から受けることができる。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除 く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち,その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する

保育給付認定保護者にあっては,7 7,101円)

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち,負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校,義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育 法(昭和22年法律第26号)第25条第1

特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち,負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校,義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額 算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号 に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定めるものに基づき、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定教 育・保育の提供を適切に行わなければなら ない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育 法(昭和22年法律第26号)第25条の規

項の規定に基づき文部科学大臣が定め る幼稚園の教育課程その他の教育内容 に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第</u>19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)から(11)まで (略)

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は,前項の規定により特別利用保育を提供するときは,当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

定に基づき文部科学大臣が定める幼稚 園の教育課程その他の教育内容に関す る事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第</u>19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)から(11)まで (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する

育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が,第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定によ り特別利用保育を提供する場合にあって は、特定教育・保育には特別利用保育を、 施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28条第1項の特例施設型給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「特定 教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園 に限る。以下この項において同じ。)」と あるのは「特定教育・保育施設(特別利用 保育を提供している施設に限る。以下この 項において同じ。)」と、「同号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども」とあるのは「同号又は同条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に 掲げる額」とあるのは「法第28条第2項 第2号の内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額」と、同条第4項第3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用保育を受ける者を除く。)」と、同 号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準)
- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は,法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対

- 教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2</u> 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が,第4条第2項第3号の規定により定められた 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定によ り特別利用保育を提供する場合にあって は、特定教育・保育には特別利用保育を、 施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28条第1項の特例施設型給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において,第6条第2項中「特定 教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園 に限る。以下この項において同じ。)」と あるのは「特定教育・保育施設(特別利用 保育を提供している施設に限る。以下この 項において同じ。)」と、「同号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども」とあるのは「同号又は同項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に 掲げる額」とあるのは「法第28条第2項 第2号の内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額」と、同条第4項第3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用保育を受ける者を除く。)」と、同 号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準)
- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は,法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど

- し特別利用教育を提供するときは、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定によ り特別利用教育を提供する場合にあって は、特定教育・保育には特別利用教育を、 施設型給付費には特例施設型給付費を, そ れぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を適 用する。この場合において、第6条第2項 中「利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第2号に 掲げる小学校就学前子ども」と,「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「同 条第1号又は第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員」とあるのは 「同条第1号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員」と、第13条第 2項中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第3号 の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項第3号イ (ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども(特別 利用教育を受ける者を含む。)」と、同号

- もに対し特別利用教育を提供するときは, 法第34条第1項第2号に規定する基準を 遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1</u>号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定によ り特別利用教育を提供する場合にあって は、特定教育・保育には特別利用教育を、 施設型給付費には特例施設型給付費を, そ れぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を適 用する。この場合において、第6条第2項 中「利用の申込みに係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあ るのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1項第2号に掲げる小学校就学前子ども と,「同号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「同項第1号又は第2号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員」とあ るのは「同項第1号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に掲 げる額」とあるのは「法第28条第2項第 3号の内閣総理大臣が定める基準により 算定した費用の額」と、同条第4項第3号 イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」と あるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用教育を受ける者を含む。)」と、同

イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」と あるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用教育を受ける者を除く。)」とする。 第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保 育の種類及び当該特定地域型保育の種類 に係る特定地域型保育事業を行う事業所 (以下「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校 就学前子どもに係る利用定員(事業所内保 育事業を行う事業所にあっては、家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準第 42条の規定を踏まえ、その雇用する労働 者の監護する小学校就学前子どもを保育 するため当該事業所内保育事業を自ら施 設を設置して行う事業主に係る当該小学 校就学前子ども(当該事業所内保育事業 が,事業主団体に係るものにあっては事業 主団体の構成員である事業主の雇用する 労働者の監護する小学校就学前子どもと し、共済組合等(児童福祉法第6条の3第 12項第1号ハに規定する共済組合等をい う。)に係るものにあっては共済組合等の 構成員(同号ハに規定する共済組合等の構 成員をいう。)の監護する小学校就学前子 どもとする。)及びその他の小学校就学前 子どもごとに定める法第19条第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員 とする。)を、満1歳に満たない小学校就 学前子どもと満1歳以上の小学校就学前 子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、

号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。 第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保 育の種類及び当該特定地域型保育の種類 に係る特定地域型保育事業を行う事業所 (以下「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる 小学校就学前子どもに係る利用定員(事業 所内保育事業を行う事業所にあっては,家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準第42条の規定を踏まえ、その雇用す る労働者の監護する小学校就学前子ども を保育するため当該事業所内保育事業を 自ら施設を設置して行う事業主に係る当 該小学校就学前子ども(当該事業所内保育 事業が、事業主団体に係るものにあっては 事業主団体の構成員である事業主の雇用 する労働者の監護する小学校就学前子ど もとし、共済組合等(児童福祉法第6条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等 をいう。)に係るものにあっては共済組合 等の構成員(同号ハに規定する共済組合等 の構成員をいう。)の監護する小学校就学 前子どもとする。)及びその他の小学校就 学前子どもごとに定める法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係 る利用定員とする。)を,満1歳に満たな い小学校就学前子どもと満1歳以上の小 学校就学前子どもに区分して定めるもの とする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込み に係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小 学校就学前子ども及び特定地域型保育事 業所を現に利用している満3歳未満保育 認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ど もを除く。以下この章において同じ。)の 当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者は, 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは, 法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は,前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは,当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては,当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が,第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を,地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条にお

総数が,当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては,教育・保育給付認定に基づき,保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し,保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう,選考するものとする。

3及び4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者は,法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは,法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は,前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは,当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては,当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が,第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を,地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条にお

いて準用する第8条から第14条まで(第1 0条及び第13条を除く。), 第17条から 第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条まで を含む。次条第3項において同じ。)の規 定を適用する。この場合において、第39 条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と あるのは「利用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子ども」と, 「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳 以上保育認定子どもを除く。以下この章に おいて同じ。)」とあるのは「同号又は同 条第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども(第52 条第1項の規定により特定利用地域型保 育を提供する場合にあっては、当該特定利 用地域型保育の対象となる法第19条第2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもを含む。)」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」 とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就 学前子ども」と、「教育・保育給付認定に 基づき,保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと 認められる満3歳未満保育認定子どもが 優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽 選,申込みを受けた順序により決定する方 法, 当該特定地域型保育事業者の保育に関 する理念, 基本方針等に基づく選考その他 公正な方法により」と、第43条第1項中 「教育・保育給付認定保護者」とあるのは 「教育・保育給付認定保護者(特別利用地 域型保育の対象となる法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る教育・保育 給付認定保護者を除く。)」と,同条第2 項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第30条第2項第2号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第3項中「前2項」と あるのは「前項」と、同条第4項中「前3

いて準用する第8条から第14条まで(第1 0条及び第13条を除く。), 第17条から 第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条まで を含む。次条第3項において同じ。)の規 定を適用する。この場合において、第39 条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子 ども」とあるのは「利用の申込みに係る法 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ど も(特定満3歳以上保育認定子どもを除 く。以下この章において同じ。)」とある のは「同号又は同項第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども(第52条第1項の規定により特 定利用地域型保育を提供する場合にあっ ては、当該特定利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小 学校就学前子ども」とあるのは「同項第3 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教 育・保育給付認定に基づき,保育の必要の 程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受 ける必要性が高いと認められる満3歳未 満保育認定子どもが優先的に利用できる よう,」とあるのは「抽選、申込みを受け た順序により決定する方法, 当該特定地域 型保育事業者の保育に関する理念, 基本方 針等に基づく選考その他公正な方法によ り」と、第43条第1項中「教育・保育給 付認定保護者」とあるのは「教育・保育給 付認定保護者(特別利用地域型保育の対象 となる法第19条第1項第1号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもに係る教育・保育給付認定保 護者を除く。)」と、同条第2項中「法第 29条第3項第1号に掲げる額」とあるの は「法第30条第2項第2号の内閣総理大 臣が定める基準により算定した費用の額」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは 項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者は,法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは,法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定によ り特定利用地域型保育を提供する場合に あっては, 当該特定利用地域型保育に係る 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ども 及び特定地域型保育事業所を現に利用し ている同条第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ど も(前条第1項の規定により特別利用地域 型保育を提供する場合にあっては、当該特 別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定 められた利用定員の総数を超えないもの とする。
- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を・地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を・それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者は,法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは,法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定によ り特定利用地域型保育を提供する場合に あっては、当該特定利用地域型保育に係る 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども及び特定地域型保育事業所を現に 利用している同項第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども(前条第1項の規定により特別利 用地域型保育を提供する場合にあっては, 当該特別利用地域型保育の対象となる法 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもを含む。) の総数が、第37条第2項の 規定により定められた利用定員の総数を 超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を・地域型保育をができた。として、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに 限る。)に係る教育・保育給付認定保護者 に限る。)」と、「法第29条第3項第2号 に掲げる額」とあるのは「法第30条第2 項第3号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号 の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項中「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の 提供(特定利用地域型保育の対象となる特 定満3歳以上保育認定子どもに対するも の及び満3歳以上保育認定子ども(令第4 条第1項第2号に規定する満3歳以上保 育認定子どもをいう。)に係る第13条第4 項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とする。

付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子 どもに限る。)に係る教育・保育給付認定 保護者に限る。)」と、「法第29条第3項 第2号に掲げる額」とあるのは「法第30 条第2項第3号の市町村が定める額」と、 同条第2項中「法第29条第3項第1号に 掲げる額」とあるのは「法第30条第2項 第3号の内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額」と、同条第4項中 「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及 び食事の提供(特定利用地域型保育の対象 となる特定満3歳以上保育認定子どもに 対するもの及び満3歳以上保育認定子ど も(令第4条第1項第2号に規定する満3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13条第4項第3号ア又はイに掲げるもの を除く。)に要する費用」とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。